

保護者の皆様

一宮市立朝日西小学校
校 長 井上 綾見

5類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、見出しの件につきまして、「教育活動の実施等に関するガイドライン」の改訂（愛知県）をふまえ、裏面のように教育活動を実施していきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 「令和5年4月1日版ガイドライン」からの主な改定内容

（１）「平時」と「感染流行時」に分けて対策を実施

① 平時

「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」、「清掃」等により、感染対策を行う。これら以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。

② 感染流行時

地域や学校において感染が流行している場合などには、マスクの着用を促すことや、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、身体的距離を確保することなどの感染症対策を一時的に講じる。

（２）出席停止の基準等の変更

- ・感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられることのみをもって出席停止とはしない。
- ・同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはしない。

2 家庭における新型コロナウイルス感染症対策について

- （１）登校前には、検温・健康観察を実施するようお願いします。
- （２）子ども本人に発熱・咽頭痛・咳等の普段と異なる症状が見られる場合は、無理をせず、自宅で休養するようにしてください。
- （３）子ども本人が、PCR検査や抗原検査を受けた場合は、陰性が判明するまでは、登校を控えるようにしてください。
- （４）以下の2点のような状況があった場合は、学校にご連絡ください。
 - ① 子ども本人が、抗原検査・PCR検査の対象となったとき（体調不良によるものも含む）
 - ② 子ども本人に新型コロナウイルス感染が判明したとき※ご連絡は、平日（授業日）7時30分～17時をお願いします。

【問い合わせ先】教頭 電話 0586—28—8737